

## 「浜頓別ウインドファーム（仮称）設置計画」計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

## 1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	本事業では、猛禽類の2営業期分の生息状況を確認するため、令和6年1月から前倒し調査を実施しています。前倒し調査の実施に当たっては、専門家への聞き取りを行い、調査方法、調査地点及び調査時期・回数等について、助言を受けています。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトによると、本配慮書のインターネットでの公表は、縦覧期間後も行つとされていますが意見募集期間に限定されており、また、電子縦覧図書のダウンロード・印刷はできないこととなっています。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや条例に基づく意見募集期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。	配慮書は、環境保全の観点からの道民の皆様のご意見を広くいただくため、意見の募集期間を通じて弊社ウェブサイトでご覧できるようにしています。配慮書については、第三者による切り抜き等により偏った情報が拡散されることを防止するためにダウンロード・印刷を制限しています。ただし、要約書については、方法書手続きまでダウンロード及び印刷を可能とすることで、利便性の向上に努めています。
			2次	縦覧期間終了後の図書の継続公開やダウンロード・印刷を可能とすることは、住民との相互理解促進のためにも重要な位置を占めるという認識は高まっていると思いますが、そのような検討はなされているでしょうか。ダウンロード・印刷を可能とする事業も増えつつあることを踏まえ、相互理解の促進について改めて事業者の見解を伺います。	配慮書は、意見の募集期間を通じて弊社ウェブサイトでご覧できるようにしていました。配慮書本書のダウンロード・印刷については、第三者による切り抜き等により偏った情報が拡散されることを防止するために制限しています。ただし、図書の公開が住民との相互理解促進のためにも重要な位置を占めることから、本件の配慮書要約書については、内容を充実させ、ご理解いただきやすく整理したものを、方法書手続きまでダウンロード・印刷を可能としました。また、図書のダウンロード・印刷を可能とする事業も増えつつあることについて認識しており、上記の課題の対応も含め今後の検討事項とさせていただきます。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	配慮書段階において、北海道条例に基づく配慮書及び要約書の公表、縦覧の実施並びに説明会のほかに、風況調査や猛禽類調査の実施に際し、事前に関係自治体や調査近隣地区の方々へ説明を実施するなど積極的な情報提供を行っています。今後も、あらゆる機会を活用して関係自治体や住民の方々に積極的な情報提供を行い相互理解に努めていきます。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	21	⑥環境保全上配慮が必要な施設等の確認	1次	<p>①事業実施想定区域の設定にあたり、住宅等の確認結果をどのように反映したのか、具体的に（住宅等からの離隔を〇〇m以上とした等）ご教示ください。</p> <p>②植生自然度の高い群落は可能な限り除外したとのことですが、全て除外する必要はないと判断された理由をご教示ください。また、除外する・しないの判断に当たり具体的にどのような事項を検討したのかをご教示ください。</p>	<p>①重大な影響の発生が懸念される距離として、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成23年）において、風力発電機から約400mの距離にある住宅において苦情等が多く発生している調査結果が報告されていることを参考に、配慮書段階では、風力発電機の設置想定範囲から最寄りの住宅まで離隔距離をできるだけ確保することで生活環境への配慮を図りました。現在の風力発電機の設置想定範囲から最寄りの住宅までの離隔距離は700mですが、離隔距離を数値設定するものではありません。方法書以降の手続きにおいて、騒音、日照（風車の影）等の現地調査を実施し、風力発電機の諸元に応じて、予測及び評価を行い、騒音、日照（風車の影）等による影響が生じると判断される場合は風力発電機の配置を検討します。</p> <p>②配慮書段階において植生自然度9及び10の範囲に事業実施想定区域の一部が重なっていますが、方法書以降の手続きにおいて航空写真、植生履歴等の確認を行った上で植物相及び植生の現地調査を実施し、予測及び評価を行い、重要な植物及び植生への影響が生じると判断される場合は環境保全措置を検討することで、重要な植物及び植生への影響について回避又は低減を図ります。</p>
			2次	<p>①1次回答①について、ご提示いただいた報告書当時に比べ風車も大型化していることから、そのことを踏まえた配置を検討するべきと考えますが、現時点で、現地調査のほかどのような指標をもとにして配置検討をするを想定されているのか、ご教示ください。</p> <p>②1次回答②において、植生自然度9及び10の範囲への影響について回避又は低減を図るとされていますが、植生自然度9の範囲は、大径木や営巣木があり、鳥類の生息環境として重要な場であると考えられます。また、特に道北では、自然草原が多く広がっており、特徴的な景観を形成していますが、植生自然度10に該当する自然草原は、日本国内で国土の1%にも満たない非常に希少な景観であるため、最も優先的に保全を図るべき植生景観です。このため、植生自然度9及び10の範囲は、保全を最優先に考えるべきではないでしょうか。このことを踏まえ、改めて事業者の見解をお示しくください。</p> <p>③1次回答②に関し、植生自然度8の範囲が確認された場合に、どのような対応を想定されているかをご教示ください。なお、植生自然度8については、将来的には自然植生に戻ると想定されるものであることを踏まえ、ご回答ください。</p>	<p>①住宅までの離隔距離を考慮する風力発電機の配置検討については、「騒音、日照（風車の影）等の予測及び評価を行い、環境保全措置を踏まえた上で、騒音、日照（風車の影）等による影響が生じると判断される場合」を指標として、騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針値について」（環境省、平成29年）に示されている「指針値」、日射（風車の影）については、国内に評価基準等が存在しないため、参考として海外のガイドラインの指針値などを評価基準として、風力発電機の基数、配置、機種等の検討を行います。</p> <p>②道北では、自然草原が多く広がっており、特徴的な景観を形成している状況を認識し、自然草原等の植生自然度10の範囲は改変を回避します。植生自然度9の範囲は回避を基本に検討しますが、やむを得ず回避できない場合は改変範囲を最小化する計画とします。</p> <p>③「自然環境調査Web-GIS」（環境省HP、<a href="http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html">http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html</a> 令和6年5月閲覧）によれば、事業実施想定区域内に植生自然度8の範囲は確認されていません。</p> <p>なお、現地調査を行って植生自然度8の範囲が確認された場合は、回避を基本に検討しますが、やむを得ず回避できない場合は改変範囲を最小化する計画とします。</p>
2-2	25	図2.2-12	1次	<p>本図を見る限りでは、事業実施想定区域の北（東）側に、植生自然度の高い範囲が存在しない小山のような箇所がありますが、この地点は事業区域としては相応しくないのでしょうか。</p>	<p>事業実施想定区域北（東）側は他社様の事業予定地であり、今後利用の予定であるとのことから、今回の事業実施想定区域から除外しています。</p>
			2次	<p>今後の利用予定として、環境保全上配慮が必要な施設等が立地することが想定されないことを踏まえ、事業実施想定区域及び風力発電機の設置位置を検討されたらと解してよろしいでしょうか。</p>	<p>現段階では、今後の利用予定として、事業実施想定区域の近隣において環境保全上配慮が必要な施設等が立地するとの情報は自治体等から得ていません。今後も継続して自治体及び近隣住民の方々から情報収集に努めます。</p>
2-3	25	図2.2-12 事業実施想定区域の設定	1次	<p>風力発電機の設置想定範囲と法規制等により極めて建設等が困難な区域の凡例が似ていますが、事業実施想定区域南東部の斜線のエリアが「法規制等により極めて建設等が困難な区域」で間違いはないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、事業実施想定区域南東部の斜線のエリアは「法規制等により極めて建設等が困難な区域」で間違いありません。凡例を見直した図を別添2-3に示します。</p>
2-4	26 27	2.2.3 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項	1次	<p>①風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せ願います。</p> <p>②当該事業想定区域は、稚内空港への航空機の航空路上にあることから、東京航空局新千歳空港事務所等の関係機関に確認してください。</p>	<p>①風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せを行います。</p> <p>②事業計画に当たり東京航空局稚内空港事務所先任航空管制運行情報官へ照会を実施し、航空機の航路への影響が無いことを確認いたしました。</p>

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	40	図3.1-2主要な河川及び湖沼の位置	1次	①事業実施想定区域内に、普通河川が含まれることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。 ②事業実施想定区域内の全ての普通河川について、河川名を明記した図をお示しください。	①河川の改変は行わない計画とします。 事業の実施による河川への影響については、方法書以降の手続きにおいて、改変範囲等の事業計画を踏まえて、水の濁りの現地調査を実施し、予測及び評価を行い、河川への水の濁りの影響が生じると判断される場合は環境保全措置を検討することで水の濁りへの影響について回避又は低減を図ります。 ②出典とした「国土数値情報ダウンロードサイト」(国土交通省HP、 <a href="https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/">https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/</a> 令和6年1月閲覧)の記載を基に事業実施想定区域内の普通河川の河川名を記載した図を別添3-1に示します。
3-2	51	(3) 重要な地形、地質	1次	事業実施想定区域及びその周囲に化石周氷河現象である天北原野が分布しているとのことですが、本地形の成り立ちと、その地形的な特徴について、ご教示願います。	「日本の典型地形 都道府県別一覧」(建設省、平成11年)によれば、化石周氷河現象は、氷河・周氷河作用による地形に区分されており、「周氷河現象のうちその生成が現在の気象条件では停止しており、現象そのものがむしろ破壊される傾向にあるものを指す。つまり、過去の寒冷期に作られて、その後現在に至るまで再び形成されることのなかった周氷河現象。一般には大きな地形としてではなく、微地形や露頭断面形態で見られる。」とされています。 「典型性」の観点を有する天北原野は、学術上の観点から重要な地形に当たりますが、広大な指定区域に対し、改変区域は小さく、面的な改変ではないことから地形の特徴を損なうものではないこと、事業実施に当たっては、土地の安定性に配慮し、土砂の流出を防止することから特に配慮が必要な地形には該当しないと考えています。
			2次	学術上の観点から重要な地形に当たることを踏まえ、方法書段階では、環境影響評価項目として選定する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	1次回答のとおり、「事業実施に当たっては、土地の安定性に配慮し、土砂の流出を防止することから特に配慮が必要な地形には該当しない」と考えられることから、方法書段階において環境影響評価項目として選定する必要はないと考えており、方法書において選定しない理由を記載します。
3-3	53	図3.1-7表層地質図	1次	事業実施想定区域に蛇紋岩の地域が含まれていますが、一般的に脆くて崩れやすい性質があります。この地質を含んだ区域としていることについて、見解を伺います。	風力発電機の設定に当たっては、ボーリング調査等の地質調査を実施し、その結果を踏まえた上で十分な地耐力、引抜耐力がある地層の有無やその深さ等を把握し、十分な風力発電機の安定度を確保できる地点の選定及び風力発電機基礎の設計を行います。
3-4	55	①植物相及び植生の概要	1次	植生自然度9及び10の区域だけでなく、自然度8以下の区域も明示した図をお示しください。	植生自然度8以下の区域を明示した図を別添3-4に示します。
追加 3-17	79	イ. 動物の重要な種	1次		
			2次	天然記念物鳥類について、事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	現地調査において鳥類の天然記念物の生息状況を確認します。また、鳥類の天然記念物について、事業計画が文化財保護法第125条第1項(現状変更等の制限及び原状回復の命令)の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取します。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と現状変更等に関する協議を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-5	83	表3. 1-31重要な種魚類	1次	イトウの生息情報がありますが、事業実施想定区域及びその下流域における生息状況について、どのように認識しているか、また、今後どのように対応していくのか、伺います。	「表3. 1-31 重要な種」のイトウの生息情報は、「北海道各河川及びそれら河口付近に産する魚類と水産動物」（疋田裕雅、昭和31年）及び「クッチャロ湖」（浜頓別町、平成2年）の記録を基にしています。魚類の重要な種は、表4. 3-20に示すとおり、専門家への聞き取りを行っており、「イトウは、かつて頓別川にも生息していた。クッチャロ湖周辺での捕獲及び目撃例があること、生息地である猿払川等から海域を通じて、移動する個体がいる可能性があることから、頓別川にも生息している可能性はあるが、現在の生息数は少ないと思われる。」との助言を受けています。本事業では河川の変更は行わない計画ですが、方法書以降の手続きにおいて事業実施想定区域及びその下流域にイトウが生息する可能性があることを想定して、魚類の生息状況の現地調査を行います。また、事業の実施による河川の水の濁りへの影響について、変更範囲等の事業計画を踏まえて、予測及び評価を行います。イトウの生息が確認された河川において、水の濁りへの影響が生じると判断される場合は環境保全措置を検討することでイトウへの影響について回避又は低減を図ります。
			2次	①前回審議会におけるご回答の確認となりますが、水の濁りへの影響が生じる場合には、イトウへの影響だけでなく、他の魚類や魚類を餌とする猛禽類への影響も懸念されることも踏まえ、沈砂池の設置等の環境保全措置を検討されると解してよろしいでしょうか。 ②風力発電機の設置想定範囲内に豊寒別川支流が確認されています。河川の直接変更は行わないとのことを踏まえると、方法書の時点で河川が区域から除外されることとなるのか、事業者の見解をご教示ください。	①水の濁りへの影響を回避又は低減することでイトウ等の魚類及び魚類を餌とする猛禽類への影響も回避又は低減できると考えています。河川等の水の濁りを低減する環境保全措置として、沈砂池の設置等を計画し予測及び評価を行います。予測及び評価の結果、水の濁りへの影響が生じると想定される場合は、沈砂池の配置や容量の再検討など追加的な環境保全措置を検討して水の濁りを低減します。 ②河川については、直接変更を行わないことから、方法書段階で河川を変更区域から除外します。
3-6	96	図3. 1-23(1)(2)（日中/夜間の渡りルート）	1次	①事業区域周辺の状況がよく分かるよう、もう少し拡大した図をお示し願います。 ②事業実施想定区域の周辺にはオオハクチョウ、オオヒシクイ、海ワシ類、夜間の渡りルートが存在が示されています。特に夜間の渡りについては、状況の把握が難しいと思われそうですが、このことについて、事業者の見解と今後の対応方針についてお示しください。	①資料として、センシティブマップを事業実施想定区域及びその周囲に拡大した図を別添3-6に示します。 ②事業実施想定区域の周囲においては、鳥類の夜間の渡りルートが確認されていることから、方法書以降の手続きにおいて専門家の助言を受け、適切に調査、予測及び評価を行います。
			2次	前回審議会におけるご回答の確認となりますが、1次回答②について、鳴き声の確認だけでなく、サーマル機器、レーダー機器、暗視機器を使用した調査を実施すると解してよろしいでしょうか。また、出現した鳥類全てに対し、渡りのルートや、飛行高度を記録するのにかについて、事業者の見解をご教示ください。	夜間の渡りを含む鳥類の調査手法や調査機器については、方法書以降の手続きにおいて、サーマル機器、レーダー機器、暗視機器を使用した調査を含めて検討し、専門家等の助言を受けて、適切に調査を実施します。また、出現が確認された鳥類については、可能な限り鳥類の渡りのルートや飛行高度を把握します。
3-7	97	(二)鳥類の注意喚起レベル	1次	①事業実施想定区域及びその周囲を拡大した上で、各メッシュの指定理由（重要種、集団飛来地情報）をメッシュの中に記載した図をお示し願います。 ②事業実施想定区域を含むメッシュは注意喚起レベルA3となっているほか、周辺には注意喚起レベルA1、A2のメッシュがあり、風力発電機が鳥類に与える影響について極めて慎重な検討が必要な地域であると考えます。このことについて、事業者の見解と今後の対応方針についてお示しください。	①鳥類の注意喚起レベルの状況を事業実施想定区域及びその周囲に拡大し、各メッシュの指定理由を図中に記載したものを別添3-7に示します。 ②事業実施想定区域を含むメッシュは注意喚起レベルA3であり、その周辺には注意喚起レベルA1、A2のメッシュが存在していることを踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、専門家の助言を受け、鳥類の現地調査を実施し、予測及び評価を行い、鳥類の生息への影響が生じると判断される場合は環境保全措置を検討することで鳥類への影響について回避又は低減を図ります。
			2次	前回審議会におけるご回答の確認となりますが、1次回答②について、環境保全措置の具体的な内容として、風力発電機の位置だけでなく、基数の削減も含めて検討されると解してよろしいでしょうか。	鳥類の生息への影響が生じると判断される場合の環境保全措置として、風力発電機の位置だけでなく、基数の削減も含めて検討を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-18	103	図3. 1-28重要な自然環境のまとまりの場	1次		
			2次	出典として、北海道の自然公園と自然環境保全地域（北海道HP）を挙げられていますが、当該HPには、北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域等の位置図は示されていません。このため、自然環境保全地域等の位置をどのように確認されたのかをご教示ください。 また、方法書作成段階では、HPによる確認だけでなく、最新の情報を所管行政機関に確認する必要があるでしょうか。事業者の見解をお示しください。	自然環境保全地域等については、「環境緑地保護地区等指定一覧表（令和3年4月2日現在）」（北海道、令和3年）から、学術自然保護地区に当たる「浜頓別のカシワ林」（浜頓別町字浜頓別豊牛林地1号から4号まで）が存在することを確認しています。当該資料には「浜頓別のカシワ林」の位置図は示されていませんが、「浜頓別町小型風力発電施設設置に係るガイドラインマップ（H29. 5. 15制定）」（浜頓別町、平成29年）に記載がある「北海道学術自然保護林指定地区（カシワ林）」と同一のものと解釈し、位置を示しました。方法書作成段階においては、所管行政機関に指定の状況を確認し、最新の情報を記載します。
3-8	105	①眺望点の状況	1次	主要な眺望点のほか、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所も選定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	主要な眺望点について、配慮書段階では文献その他の資料で選定しています。地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所については文献その他資料での把握が難しいことから、方法書作成時において、関係自治体及び住民の方々への聞き取りを実施し、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所が確認された場合は眺望点として追加します。
3-9	107	②景観資源の状況	1次	事業実施想定区域及びその周辺には、歴史・文化性の観点から選定できるような景観資源はないか、事業者の見解をご教示ください。	景観資源は、歴史・文化の観点も考慮し、文献その他の資料を確認しました。事業実施想定区域及びその周辺の景観資源のうち神威岬は、歴史・文化の観点からも抽出された地点です。
3-10	111	3. 1. 7一般環境中の放射性物質の状況	1次	「その周囲」とは、どの程度の範囲であるかをご教示ください。 また、測定が行われていないとのことですが、どのような資料を確認し、そのように判断したのかをご教示ください。	放射性物質の状況は、「放射線モニタリング情報共有・公表システム」（原子力規制委員会HP、 <a href="https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/">https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/</a> 令和6年1月閲覧）及び「環境放射線モニタリングデータ」（北海道HP、 <a href="http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/">http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/</a> 令和6年1月閲覧）を確認しました。両サイトによれば、浜頓別町のほか、浜頓別町に隣接する枝幸町、中頓別町、猿払村及び幌延町に観測局が確認されなかったため、「事業実施想定区域が位置する浜頓別町及びその周囲において、放射線量の測定は行われていない。」としました。 なお、事業実施想定区域に最も近い観測局は稚内市に設置されています。
3-11	115	八、水産業	1次	内水面漁業権は、「北海道漁業調整規則」ではなく、「漁業法」に基づき設定されていますので、方法書段階では修正してください。	方法書において、内水面共同漁業権の設定を「漁業法」（昭和24年法律第267号）に基づく記載に修正します。
			2次	内水面漁場である頓別川の支流が事業実施想定区域に含まれていますが、地元漁業関係者と協議等を行っているでしょうか。行っている場合はその概要を、行っていない場合は、今後実施する予定であれば、どの段階で実施するのか、ご教示ください。	浜頓別町を通して、頓別川の支流には漁業権が設定されていないことを確認しています。 方法書段階において、浜頓別町と相談の上、頓別漁業協同組合へ同じ事業計画等について説明を行います。
追加 3-19	119	3. 2. 2土地利用の状況	1次		
			2次	事業実施想定区域は、農業地域及び森林地域に掛かっています。 土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。	農用地区域及び森林地域に改変がある場合は、所定の手続きを適正に行います。 また、土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となることに留意します。
3-12	121	図3. 2-2(2)土地利用の規制状況	1次	農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可について、配慮願います。 ○ 農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が農地法に規定する農地又は採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について、農業委員会と十分調整願います。 ○ 農振法に基づく開発行為許可 事業予定地が農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないように、配慮願います。	関係機関と調整の上、農地法に規定する農地又は採草放牧地を開発する場合は農地転用許可手続き、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域を開発する場合には開発行為許可手続きを適切に行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-20	122	図3. 2-2(3)土地 利用の規制 状況	1次		
			2次	事業実施想定区域の一部及びその周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要があるため宗谷総合振興局産業振興部林務課と打合せすること。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 ①開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ②開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ③開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 (R6.4 現在、事業実施想定区域には水資源保全地域の指定なし。)	地域森林計画対象民有林の開発行為に当たっては、宗谷総合振興局産業振興部林務課との打合せを行い、必要な許可申請を行います。
3-13	123	3. 2. 3河川及び 地下水の利用の 状況	1次	飲用について記載されていますが、その他の利用（農業用、工業用、漁業用等）状況を把握する必要性に対する事業者の見解をご教示ください。	河川の利用状況は、文献その他の資料を確認し、飲用に関する利用について記載しました。方法書以降の手続きにおいて、関係機関への聞き取り等により、農業用、工業用、漁業用等への河川の利用状況を確認します。
3-14	123	(2)地下水の 利用状況	1次	事業実施想定区域の周辺に住居等が存在していますが、飲用井戸の有無についての確認状況及び今後の対応方針についてお示しください。	文献その他の資料を確認した結果、事業実施想定区域の周辺において水道事業における井戸の利用は確認されていません。方法書以降の手続きにおいて、浜頓別町及び対象事業実施区域の周囲の住民の方々に聞き取りを行い、住宅における飲用井戸の有無を確認します。
			2次	事業実施想定区域の周辺（1km以内）の住居等について、飲用井戸の有無について確認の上、飲用井戸がある場合は水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮を行ってください。	方法書以降の手続きにおいて、対象事業実施区域の周囲（1km以内）の範囲にある住居等を対象に浜頓別町及び住民の方々に聞き取りを行い、飲用井戸の有無を確認します。飲用井戸がある場合は水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮します。
3-15	130	表3. 2-18産業 廃棄物処理施設 数	1次	振興局名について、留萌総合振興局は正しくは留萌振興局なので、方法書段階で修正してください。	方法書において、留萌振興局に修正します。
追加 3-21	153	③景観保全関係	1次		
			2次	地域の景観の保全を考えると、風力発電所の位置・配置や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要であるため、風力発電所の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。 また、周囲との調和を図るために 【その他の市町村】 ・北海道景観計画 ・北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン を参考にし、事前相談をおこなうなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。	本事業においては、風力発電機の位置、配置及び意匠形態に配慮し、住民の方々に積極的な情報提供を行い、相互理解に努めていきます。 また、周囲との調和を図るために「北海道景観計画」（北海道、平成26年）及び「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」（北海道、平成27年）を参考に、関係機関との事前相談を行い適切に景観法の届出の手続きを行います。
3-16	160	図3. 2-8(5) 自然関係法令 等による地域 指定（法令以 外による指 定）	1次	①事業実施想定区域内に、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所）が含まれることから、稚内建設管理部と打合せをしてください。 ②土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）や山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）が風力発電機の設置想定範囲と重複していますが、これを回避しなかった理由についてご教示ください。	①今後、事業計画を検討するに当たって、土砂災害危険箇所については、北海道 宗谷総合振興局 稚内建設管理部と調整します。 ②土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）及び山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）の指定状況、現地調査等の結果を踏まえ、準備書において風力発電機の配置を決定します。
			2次	土砂災害危険箇所や山地災害危険地区は、風力発電機設置想定範囲のみならず、土地変更区域から除外する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。 また、事業実施想定区域の中央付近に土砂災害危険箇所が存在していることから、土地変更区域から除外する計画とすることが可能なのか、除外しない場合にはどのような対応を想定されているのかについてもご教示ください。	風力発電機の設置位置は、土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区を除外する計画とします。 また、工事用・管理用道路等の変更区域は、土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区を除外することを基本としますが、事業実施の上で除外が困難である場合は、施工方法等について北海道 宗谷総合振興局 稚内建設管理部と調整します。

4. 「第4章 計画段階配慮事項の調査等の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	167	表4. 2-1計画段階配慮事項の選定	1次	本配慮書では「超低周波音」を配慮事項として選定されておきませんが、住民等から超低周波音による不安や懸念が示された場合、現時点で事業者としてどのような対応を見込まれているのかご教示願います。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月、環境省）によれば、20Hz以下の超低周波音は人間の知覚閾値を下回ることで、超低周波音と健康影響について明らかな関連を示す知見は確認できないことが結論づけられており、重大な環境影響が生じることが想定されないことから、計画段階配慮事項に選定しませんでした。ただし、表4. 1-1（p164）に示すとおり、超低周波音は、地元住民の方々が懸念等を抱くおそれがあることから、方法書以降の手続きにおいて、環境影響評価の評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行います。
4-2	170～	4. 2. 4事業実施想定区域の周囲の風力発電事業との累積的な影響	1次	事業実施想定区域周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、 ①方法書以降の手續において、他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。 ②今後他事業との環境影響の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かご教示願います。	①配慮書の段階で、事業実施区域想定区域の周囲で稼働中又は計画中の他事業者との情報共有及び協議は行っていません。 ②他事業との累積的影響が考えられる「騒音及び超低周波音」、「日照(風車の影)」、「コウモリ類及び鳥類の衝突」及び「景観」について、方法書以降の手續において、他事業者との情報共有及び協議を行い、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで影響を回避又は低減を図ります。
			2次	前回審議会におけるご回答の確認となりますが、地形変化及び施設存在を環境影響要因とした動物への影響について、図書では累積的影響の評価項目として選定されておきませんが、鳥類への影響については、方法書段階では評価項目として選定し、専門家等へのヒアリング結果を踏まえた調査・予測・評価の手法が示されると解してよろしいでしょうか。	方法書段階で、周囲の風力発電事業との累積的影響を考慮した鳥類の現地の状況「鳥類の行動圏や渡り行動」を把握できるような調査手法について検討を行い、専門家等の助言を得て、方法書に取りまとめます。 その後、環境影響評価審議会における審議の内容及び北海道知事意見並びに道民意見も勘案した調査手法で現況調査を実施し、重要な種、猛禽類、渡り鳥の生息状況や行動圏等を把握した上で、予測及び評価を行います。
4-3	198	表4. 3-9専門家等への聞き取り結果の概要【植物】	1次	①事業者の対応として、方法書以降の手續において、「航空写真、植生履歴等を確認し、植生自然度を検討する。」とありますが、現地調査について記載されておきません。一方で202ページの評価に記載された、方法書以降の手續において留意する事項においては、現地調査についての記載がありますが、どのような目的で現地調査を行う予定としているのか、お示しください。 ②専門家から、「環境影響を回避できるものは回避したほうがよいが、植生自然度については、土地の履歴、造林の実績から植生の実態を把握するとよい。」と意見があり、その意見を踏まえ、方法書以降に植生自然度を検討する旨の記載がありますが、植生自然度を検討した結果、自然度が高いとされる地域は影響を回避する計画であるという認識でよろしかったでしょうか。また、影響回避の方法としてどのようなものを検討しているか、ご教示ください。	①植物は、航空写真、植生履歴等の確認を行った上で、現地調査を実施し、重要な種及び重要な群落の分布状況を確認し、予測及び評価を行います。方法書以降の手續において、植物の現地調査について明記します。 ②植生自然度については、土地の履歴、造林の実績から植生の実態を把握した上で、現地調査を行い、植生自然度が高いことが確認された範囲は、風力発電機の配置及び改変範囲を検討し、植生の影響について回避又は低減を図ります。 なお、自然度の高い箇所については、現地調査結果を踏まえ、回避することを基本としますが、回避することが事業者が実行可能な範囲と考えられない場合は、低減策とすることは考えられます。
			2次	1次回答②の「回避することが事業者が実行可能な範囲と考えられない場合」とは、具体的にどのような場合が想定されるのか、ご教示ください。	植生自然度の高い箇所については、回避することを基本として事業計画を検討しますが、次善の策として改変を最小化する検討を行います。ご質問にある「回避することが事業者が実行可能な範囲と考えられない場合」とは、植生自然度の高い箇所を回避することにより、工事範囲が拡大し改変区域がより大規模になるような場合を想定しています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-4	213	c. 鳥類の渡り経路等の状況	1次	オジロワシについて「渡り経路はあまり良く分かっていない」と記載がありますが、222ページ以降の専門家ヒアリングではオジロワシの渡りの情報があります。本記載は、既存資料から渡り経路に関する情報が得られなかったという意味と解してよろしいでしょうか。また、確認された文献について、オジロワシの渡りの情報がなかったことから函書に記載しなかった文献がある場合は、どのような文献を確認されたのかをご教示ください。	文献その他の資料及び専門家等への聞き取り結果によれば、事業実施想定区域及びその周囲にオジロワシが渡来していることはわかりましたが、正確な渡り経路はわかりませんでした。オジロワシの渡りの情報は、表3.1-28 (p75~77) に示す鳥類について記載のある資料で確認しましたが、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省自然環境同野生生物課、平成27年)及び「環境アセスメントデータベースEADAS (イータス) センシティブティマップ 重要種」(環境省HP、 <a href="https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/">https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/</a> 令和6年1月閲覧)以外の既存資料からは確認できませんでした。
			2次	前回審議会におけるご回答の確認となりますが、頓別川上流には、「オオワシの森」と呼ばれ、海ワシ類が確認されている地域があり、この地域において入手可能な調査結果が存在している可能性があることも踏まえ、方法書作成段階では、配慮書作成時に把握された文献等以外に、入手可能な文献等がないか改めて調査されると解してよろしいでしょうか。	配慮書作成段階においては、図書館、web等で入手できる情報から「オオワシの森」の存在、位置及び鳥類の利用については確認できましたが、調査結果は確認できていません。方法書作成段階では、地域での専門家等へのヒアリングを実施し、入手可能な文献等がないか確認します。
追加 4-8	224	表4.3-17(3) 専門家等への聞き取り結果の概要	1次		
			2次	クマガラについて、町内の生息数は多いと思われ、事業実施想定区域付近で食痕が確認されている旨の意見があり、生息を考慮した調査計画を検討することですが、どのような調査で本種の生息等を把握し、影響を回避・低減する予定なのか、ご教示ください。	クマガラに関しては、目撃、鳴き声及び食痕により生息を確認します。生息が確認された場合は、生息環境(繁殖・採餌場所等)の改変の程度から影響を評価し、クマガラの生息に影響があると判断される場合は、回避又は低減を図ります。なお、影響の程度については、専門家等の助言を仰ぎ、判断します。
4-5	229	表4.3-21 重要な種の予測結果	1次	オジロワシやオオワシの生息環境が海岸、水辺のみとなっていますが、岬などで森林も利用する可能性はないでしょうか。これらの種の他にも生息環境が不足している種がないか確認した上、修正した表をご教示ください。	オジロワシ及びオオワシは、岬などで森林を利用します。このほかの重要な種についても生息環境に不足がないか確認し、修正した表を別添4-5に示します。
4-6	241	図4.3-24 主要な眺望景観の予測地点	1次	神威岬の景観に関する調査地点は、岬部分のどの地点(路上、駐車地点など)を想定しているのか、ご教示ください。	神威岬付近には、主要な眺望点として不特定多数の者が集まって利用するベンチ、四阿等の施設及び駐車場が設置されていないため、配慮書段階では、岬に近く、風力発電機の設置想定範囲方向を望むことができる路上を調査地点として想定しています。
			2次	北オホーツク道立自然公園内に存在する主要な眺望点が多選定されていますが、公園区域の範囲を把握した上で、公園利用者や公園管理者へヒアリングする等により、公園区域内において、ほかに選定すべき眺望点がないか検討する必要はないでしょうか。事業者の見解をお示しください。	主要な眺望点は、関係自治体等が発行している景観及び観光に関する資料から選定しています。また、主要な眺望点の選定に関して関係自治体へのヒアリングも実施しており、主要な眺望点は選定されていると考えていますが、方法書作成段階においては、公園管理者にもヒアリングを行います。
追加 4-9	245	方法書以降の手続きにおいて留意する事項【景観】	1次		
			2次	①主要な眺望点からの垂直見込角が0.8度から2.8度と予測されているが、この垂直見込角は標高差0mの場合であるため、垂直見込角と鉄塔の見え方の知見と異なる見え方になる可能性があるため、それぞれの地域の景観の保全を考慮の上で、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮してください。 ②フォトモンタージュ作成時は、風車が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分毎に四季(春季・夏期・秋期・冬期)を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm(35mmフィルム換算)で撮影した写真で複数枚作成してください。	①主要な眺望点と風力発電機の位置に高低差が生じている場合は、垂直見込角は小さくなるものと考えていますが、地域の景観を保全するために風力発電機の位置、配置及び意匠形態に配慮します。 ②フォトモンタージュは、主要な眺望点から四季(春・夏・秋・冬季)の晴天時に撮影した写真を基本として作成します。フォトモンタージュに利用する写真は、人が見た印象を考慮し、撮影条件を決定します。
4-7	246	表4.4-1 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果	1次	騒音及び日照(風車の影)では、方法書以降の手続きにおいて留意する事項として、「必要に応じて環境保全措置を検討する」とありますが、それぞれ、どのような対応が想定されるのか、具体例をお示しください。	方法書以降の手続きにおいて騒音及び日照(風車の影)の影響の程度を把握し、必要に応じて、環境保全措置として風力発電機の基数、配置、機種等の検討を行います。



5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
5-1	251 254	資料編	1次	「北海道環境データベース」から情報を収集していますが、検索範囲など、どのような条件で検索し、種を抽出しているのか、本データベースを活用している分類群ごとにご教示願います。	「北海道環境データベース」は、「生息分布を地図で検索」機能を使用し、浜頓別町の属性表示から生物確認情報を確認し、種を抽出しました。また、コウモリ類及び鳥類は、北海道庁及び専門家等からの助言を受け、浜頓別町周辺の市町村を含めた範囲で確認を行っています。
追加 5-2		道民意見の概要No. 6	1次 2次	航空障害灯による動物への影響を懸念する意見があり、法令に従い、関係行政機関と協議の上、設置を検討する旨の事業者見解が示されていますが、星空観察への影響に対する見解をご教示ください。 空を見上げた際に視野に入ってくるような立地や、北から南を見た際に低い位置に風車の航空灯が明滅していると、南天の低い位置でしか確認できない星座などを視認できなくなる可能性がありますので、方法書段階ではこのような観点から調査地点の設定を検討するのか、影響の回避又は低減の必要性、現時点で想定される環境保全措置についての見解をご教示ください。	星座観察については、調査・予測及び評価の手法を示されたものではありませんが、ご意見を踏まえて、方法書作成段階で、不特定多数の方が集まって星座観察をする場所等の情報について、関係自治体へのヒアリングを行います。 また、航空障害灯については、航空法第51条の規定に従い、国土交通省 航空局との協議の上、設置を検討します。灯器の種類を選定することができる場合は、明るさを最小限となるようし、灯器数も最低限とするよう検討します。